

吹田民主商工会 いんぷお め〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 63882-8160
http://www.suita-minsyou.com
main@suita-minsyou.com

コロナ禍・物価高騰

いまこそ生活支援として消費税減税を

新日本婦人の会と吹田民商の2団体が消費税の導入から33年目になる4月1日に減税と廃止を求める署名宣伝行動を南千里駅前まで行い約30名が参加しました。それぞれで準備したプラカードや横断幕、ビラ配布でアピールするとともに、署名やシール投票の協力を呼びかけました。署名にに応じてくれた男性は「いろいろと値上がりしたのもう大変。消費税5%じゃなくてマイナス5%にしてほしいくらいだ」と話していました。



インボイス制度は

事業者だけの問題ではない

インボイス中止緊急署名を民商・全商連で取り組み始めました。3月30日には立憲民主党が制度の中止法案を提出しています。これから私たち中小業者が中心となってこの制度を止める運動を大きく盛り上げていかなければなりません。

消費生活の監視ツールになる恐れも

このインボイス制度は韓国では非常に発達しています。日本の国税庁も韓国の国税庁と定期的に交流しています。その韓国ではインボイス制度をフォローするためクレジットカード等控除制度というものが存在します。この制度は一定金額以上の物品やサービスを提供した場合、個人消費者に対してインボイスやクレジットカードの利用明細、現金領収書のいずれかを発行することを事業者が義務づけています。これらは発給すると同時に端末から国税庁のサーバーに取引内容が送信されます。この現金領収書発給事業者とされているのは主に取引が一般消費者に集中する飲食店や弁護士、医療機関や眼鏡店等の業種の事業者です。会社員の場合はこれらの現金領収書を集めれば所得控除の対象となります。また事業者側も発行金額の1%、2%程度が税額控除の対象とされます。つまり所得控除・税額控除で誘うことで一般消費者との取引でも事業者の売上計上漏れを防止することを狙っています。

取引内容は事業者・消費者ともに特定できる紐づけをされたうえで国税庁へ送信されます。つまり「誰がいつどこで買ったのか」という非常にセンシティブな個人情報や蓄積されることとなります。ここへさらに「何を買ったのか」まで付け加えられれば、個人の趣味・嗜好・主義、体調の事まで分析する資料となりかねません。インボイスが国民生活の監視ツールになる恐れもあります。事業者でない方にも署名を訴えて制度を中止に追い込みましょう。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！

SNSを活用して売上アップを

大商連青年部協議会主催のSNS学習会がオンライン形式で開催されました。吹田民商では青年部員2名で民商事務所から視聴しました。講師は堺東民商会員の株式会社まころ企画 牧田さんから「商売繁盛SNS活用術」と題してお話しがありました。牧田さんはまず売上アップの宣伝方法を新規客の獲得と既存客のリピートに、宣伝方法をプールの看板とプッシュ型のチラシに分けて説明し、ウェブマーケティングは既存の方法をインターネット上に転用するだけとし、ホームページ、ブログ、SNSのそれぞれの役割を解説。それから約30種類のSNSを6つの型に分けて紹介し、そのうち商売に活かしやすいツールとして7つのSNSを使う目的ごとに解説され、実践例として堺東民商の例をお話しされました。



5回目の事業復活支援金申請会

5日に開催し5名が参加しました。今回もアカウントと仮申請IDの取得、事前確認の手続きについて説明のあと、申請画面を見ながら入力の方を確認しました。今回は前回の申請会に参加した方から事前確認を取った経験も少しお話ししていただきました。

伝言板

事業復活支援金申請会

4月18日(月) 14時00分・4月21日(木) 19時00分

会場 民商会館

アカウントの取得、事前確認の手続きの説明や申請の補助を行います。申請期限は5月31日まで。

無料法律相談

4月21日(木) 13時00分 民商会館

北大阪総合法律事務所との無料出張相談です。ご相談を希望する方は事前に民商まで予約の連絡をください。

府営住宅の申し込み

4月1日(金)〜15日(金) 申込書は民商事務所にあります。

飲食店等営業時間短縮協力金

第10期 へ1月27日(木)〜3月6日(日) 39日間

(申請期間) 3月1日(火)〜4月18日(月)

第11期 へ3月7日(月)〜3月21日(月) 15日間

(申請期間) 3月31日(木)〜5月18日(水)